

# 平成30年度第1回熊本市メディカルコントロール協議会

## －議事録（要旨）－

開催日時 平成30年10月3日 18:00～20:00

開催場所 熊本市消防局 2階 広域防災センター 視聴覚室

### 【出席者】

#### ■委員

熊本市医師会	宮本 大典委員
熊本医療センター	櫻井 聖大委員
熊本赤十字病院	桑原 謙 委員（議長）
済生会熊本病院	前原 潤一委員
熊本地域医療センター	平井 信孝委員
熊本市民病院	佐藤 幸治委員
熊本ACLS協会	田代 尊久委員
	以上7名

### 【出席者】

（熊本市側）

健康福祉局

医療政策課 副課長 中林 秀和

消防局

救急課 課長 西岡 和男

副課長 清永 正

情報司令課 代理 池松 英治

代理 朝倉 一郎

班員 千場 和貴

班員 高田 翔

班員 吉田 みか

#### ■事務局

救急課

指導班 主査 宮本 和臣

班員 森田 龍

管理班 主査 中野 正信

班員 上長 禎

班員 坂本 昌彦

平成30年度第1回熊本市メディカルコントロール協議会

(次第)

- 開 会
- 救急課長挨拶
- 議 題 (要旨)

議題1 事務局	<p>【活動プロトコル一部改正について】(資料1-1、1-2、1-3)</p> <p>一つ目は、特定行為指示要請先の追加についてです。</p> <p>薬剤投与プロトコル、気管挿管プロトコル、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液・血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与プロトコルの3つ全てに共通しての特定行為指示要請先の追加です。</p> <p>昨年度、特定行為指示要請先として、7医療機関にドクターヘリ搭乗医師を追加しました。今年度は、熊本赤十字病院でドクターカーの運用が開始されたことに伴い、ドクターカー派遣医師を指示医師として追加したいと考えています。</p> <p>二つ目は、血糖測定の対象者についての記載内容の修正です。</p> <p>対象者は、包括的処置として、ア 意識障害(JCS<math>\geq</math>10)、イ 意識障害を認め、指示病院の医師・かかりつけの医師・搬送医療機関の医師の具体的な指示、ウ 上記イに対して再測定を求められた場合とありますが、アに関しては、包括的指示。イとウに関しては具体的指示であるため、記載の方法を分けたいと考えています。更に、留意点の「血糖測定については包括的指示行為であり、具体的な指示は必要ないが」の部分、混乱がないように削除したいと考えています。</p>
議長	<p>この事に関して、ご意見等があればお願いします。</p>
委員	<p>ドクターカーに関して現在は、熊本赤十字病院の単独事業と思われませんが、今後、他の病院でドクターカーが運用された場合も、特定行為指示要請先として含まれるのか。それとも熊本赤十字病院に対してなのか。</p>
委員	<p>熊本赤十字病院に対してということであれば、病院名を記載する必要があると思われま</p>
事務局	<p>す。</p>
委員	<p>ドクターカーの派遣医師に指示要請する事があるのか。</p>
事務局	<p>熊本赤十字病院に対してドクターカーを要請した時点で、そのホットラインにて指示要請すれば、混乱しないと思われる。ドクターカーの基地病院に対して指示要請すれば良いのではないか。</p>
事務局	<p>ドクターヘリの要請時、フライトドクターに指示要請が可能としたため、プロトコルに</p>

	<p>記載がないため、ドクターカーの医師は指示が出せないとの疑義があがったため、ドクターヘリと同様に派遣医師に指示がもらえるように記載するものです。</p>
委員	<p>通信手段は、何ですか。</p>
議長	<p>携帯電話です。</p>
委員	<p>熊本赤十字病院のみの考えであれば、熊本医療センターや済生会熊本病院もドクターが救急車で現場に行く事もあるので、その医師も含むべきと思います。</p>
事務局	<p>今回は、熊本赤十字病院だけが、平日、日中に限り運用可能になったことで、現場の救急隊に指示要請できるのという混乱が生じたため、記載する必要があると考えました。</p> <p>また、熊本医療センターや済生会熊本病院は、基本的には医師ピックアップでの運用で、ピックアップした救急隊の携帯電話で連絡が取れるので、指示は可能です。</p>
委員	<p>ドクターカー派遣医師と医師ピックアップの医師の違いがありますか。</p>
事務局	<p>救急報告書での内訳は、ドクターカーと医師ピックアップは同じ取り扱いで、ドクターカーとしています。</p>
委員	<p>同じ取り扱いであれば、ピックアップした医師も指示を出せる様にしておく必要がある。</p>
事務局	<p>基本的な考えは、現場に派遣される医師に優先的に指示要請するとしたい。</p>
委員	<p>指示要請先に、ドクターカーの定義を記載しておくことで理解できると思われる。</p>
議長	<p>では、ドクターカーの定義を、指示要請先の下部に記載するようにしてください。</p> <p>二つ目の、血糖測定の対象者について何かご意見等はありませんか。</p>
委員	<p>包括的指示と具体的指示を分けることで、理解しやすくなると思います。</p>
議長	<p>議題1に関しては、その他、意見はありませんか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>

<p>議題 2 事務局</p>	<p><b>【消防隊員が行うターニケットを含む止血帯による圧迫止血について】（資料 2）</b></p> <p>本市では、来年 10 月にラグビーワールドカップ、11 月末から 12 月中旬にかけて女子ハンドボール世界選手権など大規模な国際大会が開催されます。</p> <p>これらの大会では外国人を含む多くの選手・観客の来場が見込まれるため（ラグビーの 2 試合での集客はそれぞれ 3 万人、女子ハンドでは、熊本市では 3 会場で全 76 試合開催され、集客は期間中 30 万人）テロ災害等での事態対処医療についての体制の整備、救急隊員等への教育が喫緊の課題として国でも検討されています。消防庁では、「平成 29 年度救急業務のあり方に関する検討会」で、事態対処医療の中でも特に爆発物による四肢外傷への止血効果が高いとされるターニケットを用いた止血法が重要とされ、平成 30 年 3 月 27 日に消防職員に対する止血法のカリキュラムとテキストが策定されました。</p> <p>これに基づき消防局では職員に対する研修を実施したいと考えております。</p> <p>指導者としては、各消防署に配置している指導救命士 12 名、副指導救命士 12 名を充てたいと考えています。</p> <p>そこで、指導内容の統一や、指導者の質を保つ意味でも、各消防署での指導を行う前に、先生方から指導者側への指導も併せて行っていただく必要があると考えています。また受講者は、救急隊を含む全ての現場職員を考えています。</p> <p>本日の協議内容としては、国が策定したカリキュラム及びテキストに基づき、指導救命士を中心とした消防職員への教育を行いたいので、市 MC 協議会で承諾をいただきたいことと、各署の指導者である指導救命士への教育方法をどのような形で行うことが必要かを協議いただきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>ターニケットの配備数はいくつですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>全ての隊に各 5 本を配備する予定です。</p>
<p>委員</p>	<p>指導する医師としては、資器材を使用したことのある D M A T の医師等が望ましいと重 います。</p>
<p>事務局</p>	<p>指導に当たって頂く医師としては、外傷関係に詳しい先生にお願いしたいと考えていま す。</p>
<p>委員</p>	<p>指導救命士に対する指導は、何回と考えていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>2 交代制で勤務していますので、2 回と考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>いつ頃を考えていますか。</p>

事務局	来年度、5月末から6月初旬を、指導者に対する指導の時期と考えています。
議長	具体的な内容は、今後協議していくこととして、方向性としては問題ありませんか。
各委員	方向性に関しては問題なし。
議長	では今後、指導医師や日程等を調整していただきます。

■ その他

■ 閉 会